

杨木県公報

平成 28 年 5月27日(金) 第2786号

_	目	次		
_	———————— 告	——— 示		
○補助金等の名称等を定める告示の一部改	正			535
○地方税の収納事務の委託				
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録				
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録				
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	公	告		
○土地改良区役員の退就任	••••	•••••		539
	選挙管理			
○不在者投票を行うことができる施設の指	定······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		541
	内水面漁場管			
○こいの放流等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				541
<u> </u>				
	告	示		
_	<u></u>		-	

栃木県告示第二百九十三号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平 成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年五月二十七日

栃木県知事 福

産業労働観光部の部工業振興課の款ものづくり技術強化補助金の項中「企業、大学、工業高等専門学校及び **公的試験研究機関(以下この項において「産学官」という。)が保有する開放特許等を利用した企業」を「県** 内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額が五億円未満の企業(以下この項において「中小企業者 等」という。)」に、「、成長産業に関連する企業の研究開発並びに下請取引に依存する企業」を「及び県内 に主たる事業所を有する従業員二十人以下の企業(以下この項において「小規模企業者」という。)」に、 「県内に主たる事業所を有する企業(資本金の額又は出資の総額が五億円未満のものに限る。以下この項にお いて「中小企業者等」という。)が、産学官一を「中小企業者等が企業、大学、工業高等専門学校及び公的試 験研究機関」に、

度とする。

三、中小企業者等が行う自動車産業、航空宇宙産一当該経費の二分の一以一中小企業者等 業、医療機器産業その他の成長産業に関連する一内。ただし、千万円を限 新技術、新製品等の研究開発に要する次に掲げ る経費

- 同材料及び副資材の購入に要する経費
- 受機械装置又は工具器具の購入、試作、改 良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- 三 外注加工に要する経費
- 回 技術指導の受入れに要する経費
- 田 研究開発に直接従事する者の人件費

	特に必要と認める経費的 にありと認める経費的 一分ら出までに掲げるもののほか、知事が民 知的財産権に係る出願等に要する経費回 研究開発に直接従事する者の人件費回 技術指導の受入れに要する経費 旦 発性加工に要する経費 旦 機械装置又は工具器具の購入、試作、改次に掲げる経費 し 原材料及び副資材の購入に要する経費 人企業者等が行う自社製品の研究開発に要する年時に必要と認める経費 凹 事業活動の相当部分を下請取引に依存する中時に必要と認める経費	度とする。内。ただし、千万円を限当該経費の二分の一以	中 - 《一一 《 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1 20
	特に必要と認める経費 ① 「から穴までに掲げるもののほか、知事が ○ 知的財産権に係る出願等に要する経費 回 研究開発に直接従事する者の人件費 回 技術指導の受入れに要する経費 旦 外注加工に要する経費 良、据付け、借用又は修繕に要する経費 □ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改同、財料及び副資材の購入に要する経費 目社技術の向上のための研究開発に要する次に 自社技術の向上のための研究開発に要する次に	限度とする。内。ただし、三百万円を当該経費の二分の一以	小規模企業者	
81	Q		(工業振電	熊 監)

栃木県告示第294号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、平成28年4月1日付けで次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在地	名称	委託事務の内容
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式 会社	地方税の収納事務の取りまとめ
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式 会社	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務

愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番 地	株式会社セコマ	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン - イレブン・ ジャパン	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665 番地の1	株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	直営店及び加盟店における 地方税の収納事務

2 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第295号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第13条の規定により登録研修機関から休止の届出があったので、同法附則第17条の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

	事	業 者	事	業所	喀痰吸引	
登録番号	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務所 の 所 在 地	名 称	所在地	等研修の 業務を 休止する 期 間	休止する喀痰吸引 等 研 修 の 課 程
0911003	株式会社日本 教育クリエイ ト	東京都新宿区 西新宿一丁目 23番7号 新 宿ファースト ウェスト	株式会社日本 教育クリエイト 宇都宮校 (三幸福祉カレッジ)	宇都宮市大通 り4丁目2番 10号	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで	第一号研修 第二号研修

	事	業者	事	業所	喀痰吸引	
登録番号	氏名又は名称	住所又は 主たる事務所 の所在地	名称	所在地	等研修の 業 務 を 休止する 期 間	休止する喀痰吸引 等 研 修 の 課 程
0912002	株式会社日本 教育クリエイト	東京都新宿区 西新宿1丁目 23番7号 新 宿ファースト ウェスト		り4丁目2番	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで	第三号研修

高齢対策課 障害福祉課/

栃木県告示第296号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

	事	* 者	事	業	所		
登録番号	氏名又は名称	住所又は 主たる事務所 の所在地	名 称	所 在		変更の年月日	特定行為の種別
092400010	有限会社なご み(有限会社 マイコミュニ ティ)	佐野市田沼町 565番地2	ホームヘル) なごみ	プ 佐野市田 565番地		平成27年 4月1日	気管カニューレ内 部の喀痰吸引

(注)表中の()内は変更前のもの

(高齢対策課)

栃木県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年5月27日から同年6月27日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
44	前	下野市仁良川字鳥3 下野市仁良川字鳥3		$7.0 \sim 12.5$	463.7		

後 下野市仁良川字鳥羽見1681-17から 下野市仁良川字鳥羽見1677まで 11.0~17.8 463.7

 \prod

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
4.4	前	下野市仁良川字泉内 下野市仁良川字泉内		8.5 ~ 12.5	142.7	
44	後	下野市仁良川字泉内 下野市仁良川字泉内		14.0 ~ 15.0	142.7	

栃木県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年5月27日から同年6月27日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線	名	供	用	開	始	0)	X	間	供用開始の期日
225	一般则花岡狹間									平成28年 5 月27日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 名	就任役員 氏 名	住所	退 任 年月日	就 任年月日
南 押 原	理事	大岡 徹男		鹿沼市磯町444	28.3.31	
土地改良区	"	大貫 清一		" " 681	"	
	"	安生 隆一		〃 楡木町450	"	
	"	田中 和彦		" " 353	"	
	"	早乙女 正		" " 115-2	"	
	"	舘野 弘一		〃 北赤塚町52-1	"	
	"	筑井 守久		" " 946-5	"	
	"	楡木 栄		" " 139	"	

理事	秋澤	俊雄			鹿沼市	万藤江町777	28.3.31	
"	藤江	登			"	″ 1221	"	
"	岡部	敬一			"	″ 198	"	
"	小嶋	久雄			"	奈佐原町365-1	"	
"	浅野喜	喜一郎			"	野沢町251	"	
"	深津	修			"	亀和田町798	"	
"	大橋	輝男			"	″ 416	"	
"	大山	俊和			"	大和田町83	"	
"	福田	裕	福田	裕	"	亀和田町67-1	"	28.4.1
"	髙橋	俊雄	髙橋	俊雄	"	楡木町371	"	"
"	鈴木	章由	鈴木	章由	"	磯町391	"	"
"	鈴木		鈴木		"	″ 70	"	"
"			藤江	俊彦	"	藤江町847		"
"			藤江	章一	"	″ 814-1		"
"			宇賀ネ	申弘行	"	″ 1355-1		"
"			桐生	光広	"	楡木町445-1		"
"			藤澤	武雄	"	″ 479-1		"
"			中田	眞一	"	√ 510-1		"
"			嶋田	浩	"	√ 694-1		"
"			寺内	一夫	"	北赤塚町164		"
"			筑井	敏夫	"	″ 613-8		"
"			落合	浩	"	v 215		"
"			石川	一男	"	奈佐原町357		"
"			大嶋	孝貢	"	野沢町295		"
"			増山	明	"	亀和田町515-12		"
"			廣田	武	"	″ 310		"
"			増山	茂	"	磯町117-32		"
"			石塚	令浩	"	大和田町16-27		"
監事	中田	眞一			"	楡木町510-1	28.3.31	
"	高木	一勲			"	北赤塚町425	"	
"	藤江	清司			"	藤江町305	"	
"	福谷	忠	福谷	忠	"	亀和田町657-3	"	28.4.1
"			中田	敏行	"	磯町183		"
"			小林	俊彦	"	北赤塚町121-1		"
"			小野口]正行	"	藤江町193-3		"

	大	美	間	理	事	山根	久男			宇都宮市川田町1243-13	28.1.18	
上	土地	地改良		/	'			山根	俊雄	栃木市大平町土与381		28.3.23

(農地整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成28年5月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施	設	0)	名	称		所	在	地
社会福祉法人 特別養護老人			部屋		宇都宮市幕田町14	56-1		

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい(まごい及びにしきごいをいう。以下同じ。)の放流等について、次のとおり指示する。

平成28年5月27日

栃木県内水面漁場管理委員会 会長 橋 本 俊 一

1 指示の内容

(1) 放流の禁止

県内の公共の用に供する水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、次に掲げるこいを放流してはならない。ただし、公共用水面等において採捕したこいを当該採捕した水面に再放流する場合その他栃木県内水面漁場管理委員会が認める場合は、この限りでない。

- ア 公共用水面等又は県外の公共の用に供する水面及びこれと連接一体を成す水面で採捕されたこい
- イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触があるこい
- ウ PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されていないこい群のこい
- (2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成28年5月28日から平成31年5月27日まで